

建物の高さ制限

項目	用途地域	第1種低層 住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第1種住居地 域	準住居地 域	近隣商業地 域	準工業地 域	工业地 域	工业専用地 域	用途地域の 指定のない 区域
絶対高さ制限 (m) (高さの限度)	10									
外壁後退距離 (m)										
斜 線 制 限	道路斜線	適用距離 (m)				20				
		勾配		1.25				1.5		
	隣地斜線	立上がり (m)			20			31		
		勾配			1.25			2.5		
	北側斜線	立上がり (m)	5							
		勾配	1.25							

※ 都市計画法第34条第11号を立地根拠とする開発行為は、10mの高さ制限があります（都市計画法第41条）。

※ 用途地域は、嵐山町に該当するものを記載しています。